

# 平成27年度 第1回福島県建設業審議会 会議次第

日 時：平成28年1月29日（金）

午前10時～12時

場 所：杉妻会館 3階 百合

○ 辞令交付



1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 会長・会長代理選出

5 諮 問

6 議 事

(1) 福島県の建設業の現状及び課題について

(2) 今後の審議の進め方、審議予定について

(3) その他

7 閉 会

# 福島県建設業審議会委員名簿

任期：平成28年1月29日～平成30年1月28日

## ○学識経験を有する者〔7名〕

No.	所 属	役 職 名 等	氏 名	備 考
1	福島工業高等専門学校	副校長	あくたがわ かづのり 芥川 一則	
2	福島県弁護士会	弁護士	かんの ひろし 菅野 浩司	
3	福島学院大学	副学長	こまつ ゆみ 小松 由美	
4	東日本建設業保証（株）福島支店	支店長	たかはし ひであき 高橋 秀明	
5	日本大学工学部	教授	なかむら すすむ 中村 晋	
6	国立大学法人 福島大学	准教授	ふじもと のりつぐ 藤本 典嗣	
7	福島県社会保険労務士会	副会長	わたなべ ひろし 渡部 弘志	

## ○建設工事の需要者〔4名〕

No.	所 属	役 職 名 等	氏 名	備 考
1	福島県消費者団体連絡協議会	理事	きくち ミドリ 菊地 ミドリ	
2	（一財）福島県婦人団体連合会	会長	こばやし きよみ 小林 清美	
3	昭和村	村長	ぼ ぼ こういん 馬場 孝允	
4	福島県商工会議所連合会	理事	わごう こ 和合 アヤ子	

## ○建設業者〔4名〕

No.	所 属	役 職 名 等	氏 名	備 考
1	（一社）福島県建設産業団体連合会	会長	おの としひろ 小野 利廣	
2	福島県総合設備協会	会長	さかもと みきお 坂本 幹夫	
3	福島県建設業協会青年部	会長	の じ たけし 野地 武之	
4	横山建設工業（株）	代表取締役	よこやま まゆみ 横山 眞由美	

# ○福島県建設業審議会条例

平成5年12月24日

福島県条例第66号

福島県建設業審議会条例をここに公布する。

福島県建設業審議会条例

(設置)

**第1条** 建設業法（昭和24年法律第100号）第39条の2第1項の規定に基づき、福島県建設業審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 審議会は、知事の諮問に応じ、建設業の改善に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

**第3条** 審議会は、委員17人以内で組織する。

2 審議会の委員は、学識経験を有する者、建設工事の需要者及び建設業者のうちから、知事が任命する。

3 建設工事の需要者及び建設業者のうちから任命する委員の数は同数とし、これらの委員の数は、委員の総数の3分の2以上であることができない。

(任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

**第5条** 審議会に会長を置き、学識経験を有する者である委員のうちから、委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、学識経験を有する者である委員のうちからあらかじめ委員の選挙によって定められた者が、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

4 学識経験を有する者、建設工事の需要者又は建設業者のいずれか一に属する委員の出

席者の数が、出席委員の総数の2分の1を超えるときは、議事を決することができない。

5 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 審議会は、必要があるときは、会議に関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(小委員会)

**第7条** 審議会に、専門的事項を調査審議するため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、学識経験を有する者、建設工事の需要者及び建設業者である委員のうちから会長が指名した者で組織する。

3 小委員会に委員長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 委員長は、小委員会を代表し、小委員会の事務を掌理する。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行後最初に開催される審議会の会議は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、知事が招集する。